

従業員の
安心保険

全国商工会議所の 業務災害補償プラン

安定した経営の実現をバックアップ

- 労災事故により使用者が負う損害賠償責任の補償
- 従業員の業務中のケガなどの補償



業務災害補償プランの特徴

特徴1

業務中の事故によるケガなどを中心とした補償

- 企業ニーズが高い業務中(出退勤途上を含みます。)の事故によるケガなどを中心に補償します。
- 業務中の熱中症や日射病などを補償します。

特徴2

労災事故により使用者が負う損害賠償責任を補償

- 過労死、職場ストレスが原因の精神障害および自殺による使用者への賠償請求にも対応します。(政府労災の認定が必要です。)
- ※ 出退勤途上の事故は補償の対象となりません。

特徴3

天災(地震・噴火・津波)も補償(オプション)

- 業務中の天災(地震・噴火・津波)によるケガなども補償
- 天災でのケガによる使用者が負う損害賠償責任も補償します。

特徴4

工事業のお客様には

- 「業務災害補償プラン」は、経営事項審査の加点評価のための条件を満たしています。
- 下請負人についても業務中(出退勤途上を含みます。)のケガなどを補償します。

特徴5

簡単な加入手続き

- パートやアルバイトを含むすべての役員・従業員を補償
- 人数の変動や従業員の入替りがあった場合でもご通知の必要はなく、自動的に補償します。

ご契約期間(保険期間)

平成26年4月1日(午前0時)から
平成27年4月1日(午後4時)まで
(継続加入の場合のご契約期間の開始時刻は午後4時からです。)

募集締切日

平成26年3月25日(火)

中途加入

毎月25日締切(保険責任開始は翌月1日)

※ 下記により合併いたしますので、本パンフレットによる募集は、平成26年8月1日始期契約までとなります。



契約者：日本商工会議所

引受保険会社：日本興亜損害保険株式会社

目次

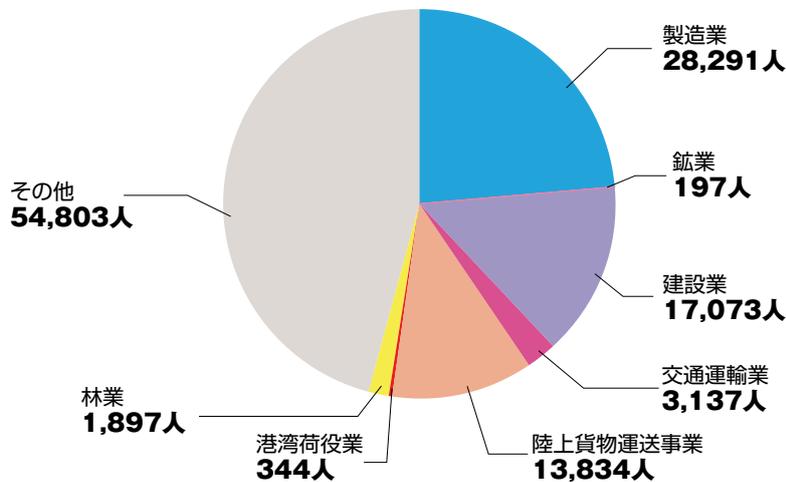
・労働災害の現状	1	・ご加入いただく保険の内容	6
・保険金のお支払例	2	・事故が発生した場合のお手続きについて	8
・保険金をお支払いする場合	3	・商工会議所の会員向け事業のご紹介	8
・加入プランと補償対象者・補償範囲について	4	・日本興亜損保のサービスラインナップ	9
・ご加入にあたって	5	・重要事項説明書	10
・ご加入の流れ	5		

労働災害の現状

従業員のケガは多発しています。

■従業員の死傷者数は年間約12万人。うち約1,100人が亡くなられています。

死傷災害発生状況
(死亡災害および休業4日以上の死傷者数)

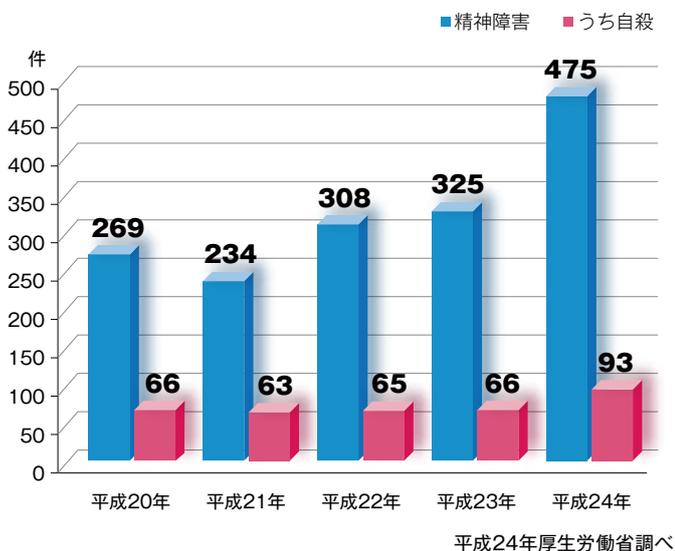


企業にとっての労災リスクにも変化が？

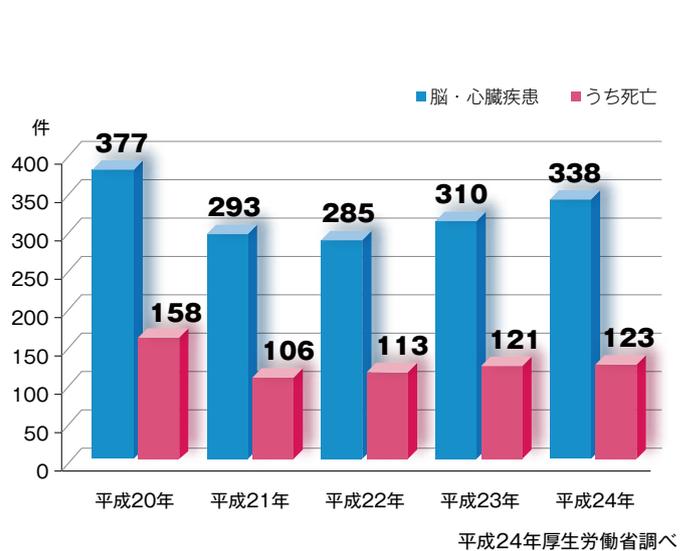
■平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」が新たに定められ、うつ病などの精神障害などによる労災支給決定件数が、約1.5倍に増加しています。認定基準の明確化により認定が受けやすくなり企業リスクが増大する可能性があります。

■過労死などによる労災支給決定件数も、近年徐々に増加しています。

精神障害などによる労災支給決定件数の推移



脳・心臓疾患など(「過労死」事案)による労災支給決定件数の推移



そして企業の賠償責任額も高額化しています。

近年は過労死、過労自殺による高額判例が発生しています。

■過労死、過労自殺関係高額事件一覧 高額判決・和解例

	認容総額など	業種	被災者	自殺・過労死	判例年
1	1億9,400万円	サービス業	支配人	過労障害	2010
2	1億3,200万円	機械製造業	部署配転社員	過労障害	2011
3	1億 692万円	病院	麻酔医	過労死	2007
4	1億 400万円	サービス業	昇格社員	自殺	2009
5	8,434万円	病院	研修医	過労死	2004

労働判例、判例時報より抜粋

会社経営を守るため1名・1事故あたり**最高5億円までの損害賠償責任を補償します!!**

保険金お支払例(商工会議所の業務災害補償プランにご加入の場合)

使用者賠償責任補償

事件事例【損害賠償額7,510万円】

(記載の事件事例は補償例です。実際のお支払いはご加入内容などによって異なります。)

部品製造会社勤務社員(40歳)が自殺したのは、病的な精神症状を呈していたと認められ過重な長時間労働による肉体的・心理的負荷の経過からして本件自殺との因果関係があることは明らかであり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約7,510万円を支払うこととなった。



損害賠償額*1

7,510万円

—

政府労災保険に
よる支給額*2
2,160万円

—

生命保険などに
よる支払額*3
1,000万円

=

4,350万円を
保険金*4として
お支払い

*1 損害賠償額とは逸失利益、慰謝料、葬祭料の合計です。

■逸失利益：440万円(年収)×14.643(ライプニッツ係数(就労可能年数27年))×(1-0.3)(生活費控除率)=4,510万円

■慰謝料：2,800万円(日弁連が策定している基準額例) ■葬祭料：200万円(平均：日本消費者協会調べ)

*2 政府労災保険による支給額とは遺族補償年金、遺族特別年金、遺族特別支給金、葬祭料の総額です。

■支給済み遺族補償年金：1,500万円 ■支給済み遺族特別年金：300万円 ■遺族特別支給金：300万円 ■葬祭料：60万円

*3 災害補償規程に基づく支払い例です。

*4 この他に争訟費用なども支払われます。

補償費用の補償

事件事例【転落事故で運動麻痺】

(記載の事件事例は補償例です。実際のお支払いはご加入内容などによって異なります。)

解体工事現場で工作中、誤って2階建物より転落し負傷。両下肢完全運動麻痺により120日間入院しその後30日の通院治療を受けた。また神経系統の機能障害(事故発生日からその日を含めて180日目に医師より後遺障害2級【保険金支払割合89%】と判定される)が残った。



ご契約条件：死亡・後遺障害2,000万円 入院補償保険金日額10,000円 通院補償保険金日額5,000円

■後遺障害補償保険金 2,000万円 × 89% = 1,780万円

■入院補償保険金 10,000円 × 120日 = 120万円

■通院補償保険金 5,000円 × 30日 = 15万円

合計1,915万円を
保険金として
お支払い

保険金をお支払いする場合

たとえばこのような場合に保険金をお支払いします



【使用者賠償責任】機械に手を挟まれケガをした従業員から補償額を不服として損害賠償請求を受けた。



【補償費用】補償対象者が事務所の階段で転倒してケガをし入院した。



【補償費用】補償対象者が通勤中に交通事故にあい後遺障害が生じた。



【補償費用(役員・個人事業主・家族従業員の方を補償対象とされた場合のみ)】補償対象者がプライベートで旅行中、転倒してケガをし入院した。



【補償費用】補償対象者が業務中の事故により亡くなられたため葬儀費用を負担した。(臨時費用がセットされた場合のみ)



【補償費用】補償対象者が業務中に地震によりケガをし入院した。(天災危険補償特約がセットされた場合のみ)

次の保険金をお支払いします

●貴社の使用者としての法律上の損害賠償責任に対する補償(使用者賠償責任)

損害賠償金

貴社の業務に従事している間の事故により補償対象者(加入依頼票に補償対象者として記載される方。貴社の役員、家族従事者を除きます。)に発生したケガなど(過労死および職場ストレスに起因する精神障害を含みます。)について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担された場合に被る損害に対してお支払いします(政府労災により給付が決定された場合に限りお支払いの対象となります。)。なお、お支払いする保険金は右の金額の合計額を超える額となります。

政府労災から給付されるべき額

+

災害補償規程などにより貴社が支払うべき額

+

自賠償保険などにより支払われるべき額

さらに解決までのさまざまな場面で支出された費用^(注)も補償します!

損害防止費用

- 応急手当
- 緊急措置費用
- など

権利保全費用

- 求償権保全費用
- など

争訟費用

- 訴訟・仲裁・和解・調停費用
- 弁護士費用
- など

争訟対応費用

- 意見書・鑑定書作成費用
- 事故の再現実験費用
- 超過勤務手当
- など

協力費用

日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて貴社が協力するために支出した費用

(注)損害賠償金と費用に対する保険金を合わせて、1回の事故について使用者賠償責任のご契約金額を限度とします。

これらの費用については、結果的に貴社に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

なお、費用の支出の際に日本興亜損保の同意などが必要となる場合や費用によってはお支払限度額があります。詳細は、「使用者賠償責任の補償お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。

●貴社の災害補償規程などにに基づき支払われた補償金に対する補償(補償費用)

事故発生



貴社の災害補償規程に基づき補償金を支払った。

●亡くなられた…

死亡補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合が対象となります。

●ケガの治療を受けられた…

入院補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

手術補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に受けられた所定の手術が対象となります。(入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。)

通院補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。なお、90日が限度となります。

●身体の一部を失ったり、身体に重大な障害が永久に残った…

後遺障害補償保険金

ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合が対象となります。※後遺障害等級に該当する障害が対象となります。

貴社が臨時に負担した費用(臨時費用)

臨時費用保険金

補償対象者が亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合に貴社が臨時に負担される次の費用をお支払いします。
○葬儀費用、香典費用 ○救護費用 ○代替者の求人に関する費用 など

オプション

休業補償保険金

補償対象者が業務に従事している間にケガなどをされ、その日を含めて180日以内に就業不能になられた場合「休業補償保険金日額(1,000円~5,000円で設定いただけます。)×就業不能日数(免責期間3日を除く日数)」を填補期間(362日、727日、1,092日で設定いただけます。)を限度としてお支払いします。

加入プランと補償対象者・補償範囲について

■補償費用

従業員(正規従業員、臨時雇従業員)や下請負人をまとめて補償対象者とし、役職などに関係なく、補償対象者全員に同一のご契約金額(保険金額)を設定します。役員・個人事業主・家族従事者を補償の対象に含める場合は、従業員とは別のご契約金額(保険金額)を設定します。(従業員と同一のご契約金額(保険金額)も可能です。)

■加入プランとご契約金額(保険金額)表

貴社の年間売上高(消費税込み)により保険料を算出します。また、算出した保険料に**制度運営費*(毎月100円)**が加算されます。

加入プラン	プランA		プランB		プランC		フリープラン	
補償対象者の範囲	役員 ^(注1)	従業員 ^(注2)	役員 ^(注1)	従業員 ^(注2)	役員 ^(注1)	従業員 ^(注2)	役員 ^(注1)	従業員 ^(注2)
使用者賠償責任(1事故)	—	1,000万円	—	1,000万円	—	1,000万円	—	(5億円以内)
補償費用	死亡補償保険金	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	2,000万円	(5,000万円以内)
	後遺障害補償保険金	後遺障害の等級(第1級から第14級)に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%から100%						
	入院補償保険金日額(最長180日)	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	(15,000円以内)
	手術補償保険金	手術の種類に応じて入院補償保険金日額の10倍、20倍、40倍						
	通院補償保険金日額(最長90日)	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	5,000円	入院補償保険金の2/3以内 7,000円以内
	臨時費用保険金	300万円		300万円		300万円		任意にセットいただけます。 ただし、500万円または死亡補償保険金のいずれか低い金額を限度
休業補償保険金(オプション)								休業補償保険金日額:1,000円以上5,000円以下での設定可能 <small>てん補</small> 填補期間:「362日」、「727日」、「1,092日」からの選択、免責期間:3日

* 制度運営費は事務手続費用などに充当しています。

■補償対象者および補償範囲

【使用者賠償責任】		役員 ^(注1)	正規従業員・ 臨時雇従業員 ^(注2)	派遣社員		出向者	
				出	受入	出	受入
使用者賠償責任保険の補償対象者		×	○	×	○	×	△

【補償費用】	従業員のみを補償対象とする場合		役員 ^(注1)	正規従業員・ 臨時雇従業員 ^(注2)	派遣社員		出向者	
					出	受入	出	受入
補償対象者		業務中(出退勤途上を含みます。)のケガなど	×	○	×	×	×	△
		業務外のケガなど(休業補償保険金は業務中のみの補償です。)	×	×	×	×	×	×

【補償費用】	臨時費用の補償対象者		役員 ^(注1)	正規従業員・ 臨時雇従業員 ^(注2)	派遣社員		出向者	
					出	受入	出	受入
臨時費用の補償対象者		業務中(出退勤途上を含みます。)のケガなど	×	○	×	×	×	△
		業務外のケガなど(休業補償保険金は業務中のみの補償です。)	×	×	×	×	×	×

【補償費用】	役員を補償対象者に含める場合		役員 ^(注1)	正規従業員・ 臨時雇従業員 ^(注2)	派遣社員		出向者	
					出	受入	出	受入
補償対象者		業務中(出退勤途上を含みます。)のケガなど	○	○	×	×	×	△
		業務外のケガなど	○	×	×	×	×	×

【補償費用】	臨時費用の補償対象者		役員 ^(注1)	正規従業員・ 臨時雇従業員 ^(注2)	派遣社員		出向者	
					出	受入	出	受入
臨時費用の補償対象者		業務中(出退勤途上を含みます。)のケガなど	○	○	×	×	×	△
		業務外のケガなど	○	×	×	×	×	×

△ 受入出向者は実際に使用され賃金の支払いがあれば補償対象者となります。

派遣社員とは、労働者派遣事業者から被保険者に対して派遣された派遣労働者をいいます。

(注1)役員・個人事業主・家族従事者^(注1)をいいます。

(注2)正規従業員・臨時雇従業員(家族従事者^(注1))のほか、建設業に限り、下請負人^(注2)とその役員・家族従事者^(注1)・従業員をいいます。

*1 個人事業主と同居するご親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、直接賃金の支払いを受ける方をいいます。

(別居するご親族の場合は「従業員」に含まれます。)

*2 貴社と締結された下請負人契約における請負人をいいます。なお数次の請負による場合の請負人も含まれます。

※下請負人の役員・家族従事者・従業員については、貴社から請け負った業務に従事している間の事故のみ対象となります。

(貴社が請け負った業務が工事の場合に限ります。)

ご加入にあたって

この保険の対象となる事業者

- 次の条件をすべて満たす事業者の方がご加入いただけます。
- 商工会議所の会員であること。
 - 同居の親族以外の正規従業員を雇用していること。
 - 災害補償規程などを定めていること。

保険の補償を受けられる方(被保険者)

- [使用者賠償責任] 貴社となります。
[補償費用] 貴社となりますが、この保険では、貴社が制定する災害補償規程などにに基づき従業員などの補償対象者に支払う補償金に対するの補償を行いますので、保険金は貴社にお支払いします。補償対象者またはそのご遺族から貴社に宛てた補償金受領証などをご提出いただけます。

ご契約期間(保険期間)

1年間

ご契約の際にご提出いただく書類

- 年間売上高(消費税込み)が確認できる資料
 - 貴社の災害補償規程などの写し
- ※ご加入の際にご提出いただく書類につきましては、下記をご覧ください。



ご加入の流れ

step 1 貴社で制定される災害補償規程^(注)などのご確認

(注)災害補償規程などは、企業などの役職員に対する災害補償に関する事項を記した規程をいい、就業規則、災害補償規程、労働協約などの形式が一般的に採用されています。「災害補償規程など」は、契約にあたって必須の資料となります。既に制定済みの場合は、その内容に合わせてご契約金額(保険金額)などを設定します。ご加入の際には、制定した「災害補償規程など」(写)の余白に、ご記名・ご捺印をいただきご提出ください。

step 2 補償内容の設定

貴社の災害補償規程などの範囲内でご契約金額(保険金額)を設定いただけます。

①プランAからCまたはフリープラン(以下の補償項目ごと)でご契約金額(保険金額)を設定いただけます。

補償項目		ご契約金額(保険金額)
使用者賠償責任		1事故あたり
補償費用	死亡・後遺障害補償保険金	補償対象者1名あたり
	入院補償保険金日額	
	通院補償保険金日額	
	臨時費用保険金(死亡・後遺障害)	
休業補償保険金(オプション)		

②オプション補償

補償内容を充実させるオプションをご用意しております。

- 補償費用の天災危険補償特約(業務上用)
- 補償費用の業務外補償費用補償特約(役員のみ)
- 補償費用の天災危険補償特約(業務外用)
- 使用者賠償で死亡時のみを補償とするための特約

step 3 貴社の売上高のご申告

- 貴社の業種および年間売上高(消費税込み)をご申告いただけます。保険料は「年間売上高(消費税込み)^(注)をもとに算出されます。ご加入の際には、ご加入時点における直近会計年度(ご加入時点で把握できる最新の会計年度)の貴社の年間売上高(消費税込み)(100万円単位、100万円未満切り捨て)をご申告いただけます。
- (注)新規事業の場合事業計画書(写)などを提出いただけます。工事業務を含む場合は、工事業務の占める売上高の割合を問わず、年間の全売上高と工事業務の売上高をそれぞれ申告いただけます。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

貴社の役員・個人事業主・家族従事者数のご申告

- 役員・個人事業主・家族従事者を補償対象者(使用者賠償責任保険の対象とはなりません。)とする場合にご申告いただけます。

step 4 保険料のお見積り

step 5 ご契約

- ご加入時の注意事項
- ◆ご加入いただけない業種があります。募集代理店にお問い合わせください。
 - ◆工事業におけるJV工事については、分担施工方式のみ補償の対象となります。

ご加入いただく保険の内容

加入依頼票のご契約金額(保険金額)欄に金額が表示された保険金の種類がお支払いの対象となります。

使用者賠償責任の補償

保険金をお支払いする場合

被保険者の従業員や下請負人^(注1)の従業員(被保険者の役員および家族従事者^(注2)を除きます。)が被保険者の業務(被保険者から請け負った業務)に従事している間^(*)の事故によりケガ(過労死、職場ストレスが原因の精神障害および自殺などを含みます。)をされたり、業務上の症状^(注3)を被られたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。①から⑥までの保険金を合算して、1回の事故について、加入依頼票の使用者賠償責任保険金額欄に記載の金額(そのうち⑤については1,000万円限度)を限度とします。なお、「①損害賠償金」に対する保険金については、政府労災により給付が決定された場合に限りお支払いします。また、②から⑥までの費用については、被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(*)出退勤途上の災害や業務外の災害については、被保険者に損害賠償責任が発生しないため、対象となりません。

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内容
①損害賠償金	補償対象者またはその遺族に対して支払った損害賠償金です。ただし、政府労災により給付が決定された場合にかぎりお支払いします。なお、次の(1)から(3)までの金額の合計額を超過する額について、保険金をお支払いします。 (1)政府労災により給付されるべき金額 (2)自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(自賠責保険)などまたは自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 (3)災害補償規程などに従い、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した費用です。
③権利保全費用	第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用のうち、日本興亜損保が有益であったと認めた費用です。
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
⑤争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。1回の事故について、1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
⑥協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。

補償費用の補償

保険金をお支払いする場合

1.業務中の災害の補償

補償対象者^(注4)が被保険者の業務に従事している間^(注5)に偶然な事故によりケガ^(注6)をされたり、業務上の症状^(注3)を被られた場合に(以下、ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。)、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1)被保険者が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金^(注7)
- (2)葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

お支払いする保険金の種類と内容^(注8)

保険金の種類	内容
⑦死亡補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。(既に「②後遺障害補償保険金」をお支払いしていた場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。)
⑧後遺障害補償保険金	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された(以下「後遺障害」といいます。)場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に後遺障害等級 ^(注9) に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。
⑨入院補償保険金	平常の業務に従事すること、または平常な生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。
⑩手術補償保険金	入院補償保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のためにケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、その手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍を限度にお支払いします。ただし、1回の事故によるケガについて1回の手術に限ります。
⑪通院補償保険金	医師の治療を受けた場合、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができる程度に治った日までの通院日数(往診も含みます。)に対し90日を限度として1日につき通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。 【ご注意】次のような通院は、平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障がある通院ではないため、すべて通院補償保険金のお支払いの対象となりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガなどの治療行為を伴わない通院 ○ケガなどが治った後または医師によるケガなどの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院
⑫臨時費用保険金(死亡・後遺障害)	ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合に、被保険者が支出した葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など(以下「臨時費用」といいます。)に対して加入者証の臨時費用保険金額欄に記載の金額を限度にお支払いします。ただし、補償対象者やその遺族に対して支払う臨時費用は加入者証記載の臨時費用の保険金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。なお、保険金をお支払いする臨時費用はケガなどをされた日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した臨時費用に限ります。
⑬休業補償保険金(オプション)	業務に従事している間にケガなどをされ、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に就業不能になった場合に「休業補償保険金日額×就業不能期間(日数)」を限度として、被保険者が補償対象者に対して休業補償金を支払うことによって被る損害を補償します。

2.業務外の災害の補償

補償対象者^(注4)が被保険者の業務に従事している間^(注5)以外の偶然な事故によりケガ^(注6)をされた場合に、次の補償金を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)被保険者が災害補償規程などにに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金^(注7)

(2)葬儀費用、香典、救援者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類	内容
⑭業務外死亡補償保険金	お支払いする保険金の内容は、「業務中の災害の補償」の⑦から⑫までと同じです。 ただし、次の場合に限りお支払いの対象となります。 ○補償対象者は被保険者の役員または個人事業主およびその家族従事者 ^(注2) のみとなります。
⑮業務外後遺障害保険金	
⑯業務外入院補償保険金	
⑰業務外手術補償保険金	
⑱業務外通院補償保険金	
⑲臨時費用保険金	

(注1) 下請負人は貴社が工事業の場合に補償対象者となります。以下同じです。

(注2) 個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、賃金の支払いを受ける方をいいます。以下同じです。

(注3) 次のa)からc)までの要件をすべて満たす症状に限ります。以下同じです。

a)偶然かつ外来によるもの b)労働環境に起因するもの c)その原因の時間が時間的および場所的に確認できるもの

具体的には、熱中症、日射病、しもやけ、潜水病などが該当します。(振動症候群、腱鞘炎、塵肺症、かぜ症候群などは該当しません。)

(注4) 補償対象者およびお支払いの対象となる範囲は次表のとおりです。以下同じです。

補償対象者	ケガ ^(注6)				業務上の症状 ^(注3)	
	業務中 ^(注1)		業務外		業務中 ^(注1)	
	補償保険金	臨時費用・ 休業補償保険金	補償保険金	臨時費用保険金	補償保険金	臨時費用休業 補償保険金
被保険者の役員・個人事業主	○	○	○	○	○	○
被保険者の家族従事者 ^(注2)	○	○	○	○	○	○
被保険者の従業員 ^(注3)	◎	○	×	×	◎	○
被保険者の下請負人 ^(注4) 、 その役員・従業員 ^(注3) ・家族従事者 ^(注2)	◎ ^(注5)	○ ^(注5)	×	×	◎ ^(注5)	○ ^(注5)

◎：補償対象 ○：補償対象に含める契約の場合に補償対象 ×：補償対象外

(注1) 出退勤途上を含みます。

(注2) 個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、賃金の支払いを受ける方をいいます。

(注3) 正規従業員、臨時雇従業員をいい、家族従事者^(注2)および派遣社員は含まれません。

(注4) 被保険者と締結された下請負契約における請負人をいいます。なお、数次の請負による場合の請負人も含みます。

(注5) 被保険者から請け負った業務中の事故のみ対象となります。

なお、工事業におけるJV工事については下表のとおりです。甲型JV工事(共同施工方式)中の事故は補償の対象外となります。

甲型JV工事 (共同施工方式)中の事故	被保険者の役員・個人事業主	×
	被保険者の家族従事者	×
	被保険者の従業員	×
	被保険者の下請負人、その役員・従業員・家族従事者	×
乙型JV工事 (分担施工方式)中の事故	被保険者の役員・個人事業主	○
	被保険者の家族従事者	○
	被保険者の従業員	◎
	被保険者の下請負人、その役員・従業員・家族従事者	◎

◎：補償対象 ○：補償対象に含める契約の場合に補償対象 ×：補償対象外

(注5) 出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその役員、従業員の場合は被保険者から請け負った業務に従事中に限ります。以下同じです。

(注6) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

(注7) 名称を問わず、災害補償規程、雇用または委任契約上の慣習などにより被保険者が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。なお、この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額(保険金額)または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、補償内容が重複する他の保険契約など^{*}がある場合にも、この保険契約でお支払いすべき保険金の額をお支払いします。なお、他の保険契約など^{*}から既に保険金が支払われている場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額から既に支払われた保険金の額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、この保険契約でお支払いすべき保険金の額は、他の保険契約など^{*}から支払われる保険金の額と合算して災害補償規程などに定める補償金の額が限度となります。したがって、ご契約金額(保険金額)は災害補償規程などの範囲内で設定してください。以下同じです。

^{*}労働災害総合保険、被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

(注8) ケガなどをされた時に、以下の理由でケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。(①既に存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響、②ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響)

(注9) 後遺障害等級の認定は、この保険契約に基づき独自に行います。以下同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通事由>

- (1) ご契約者または被保険者の故意
- (2) 補償対象者の犯罪行為または闘争行為
- (3) 補償対象者の無免許運転または酒酔い運転中のケガなど
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 【ご注意】オプションの「天災危険補償特約」をセットいただくことによりお支払いの対象となります。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- (6) 放射線照射、放射能汚染
- (7) アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (8) 補償対象者が山岳登山(ピッケルなどの登山道具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- (9) 補償対象者が自動車などの乗用具で競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ

<補償費用に関する固有事由>

- (1) 補償対象者の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者に対する刑の執行
- (補償費用のうち補償保険金に関する固有事由)
- (1) 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失
- (3) 補償対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (4) むちうち症、腰痛その他の症状でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- <使用者賠償責任に関する固有事由>
- (1) 補償対象者の脳疾患、病気(業務上の症状を除きます。)または心神喪失(過労死および職場ストレスに起因する精神障害を除きます。)
- (2) 被保険者と他人との間の約定などにより加重された損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居および生計を共にする親族に対する損害賠償責任
- (4) 政府労災などによって給付を行った保険者が費用の徴収をすることによる損害
- (5) 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償責任

事故が発生した場合のお手続きについて

○ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払することがありますので、ご注意ください。

・取扱代理店(ご連絡先は、ご契約後にお届する加入者証に記載しています。)

・事務受付センター：0120-250-119【受付時間：24時間・365日】

○必ずご相談ください。

使用者賠償責任の補償で対象となる事故が起きた場合に、損害賠償請求者(被害者)からの請求に対して、貴社がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に取扱代理店または日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払する場合がございますのでご注意ください。

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

○使用者賠償責任の補償で対象となる事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について

使用者賠償責任の補償で対象となる事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、貴社と損害賠償請求者(被害者)との示談交渉に関するご相談など、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

○保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

商工会議所の会員向け事業のご紹介

労働保険事務組合業務(政府労災・雇用保険の各種事務の受託)

各地の商工会議所には、厚生労働大臣(旧労働大臣)の認可を受けて、「労働保険事務組合」として、労働保険概算保険料の申告・納付や、雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出などの各種手続を事業主の皆様へ代わり手続を行っている会議所があります。政府労災加入の相談など、労働保険の事務については各地の商工会議所にお問い合わせください。

次の商工会議所の会員向け事業は、日本興亜損保代理店でご加入いただくことができます。

制度名	概要
中小企業PL保険制度	本制度に加入した中小企業の皆様は、製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、製品の引渡後または仕事の終了後に、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の財物をこわしたりするような物損事故が遡及日(本制度に最初に加入した日。一度本制度から脱退した場合は、再度加入された日の翌日(中途加入の場合は再加入日))以降に日本国内で発生し、加入期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用などの損害を被った場合に保険金をお支払いいたします。またオプションで、製造または販売した製品のかしがり原因でリコールを実施することにより生じた費用もお支払いいたします。
情報漏えい賠償責任保険制度	情報漏えいの結果、被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。
全国商工会議所の休業補償プラン(ナイスライフ)	病気やケガで働けなくなったときに、最長1年間の所得を補償します。休業前の所得と公的補償の差額をカバーし、安心して療養に専念できるようにするための保険です。なお、本プランの募集を行っていない会議所があります。
中小企業海外PL保険制度	海外に製品を輸出している被保険者(本制度に加入した中小企業の皆様)が、生産物が原因で第三者に対する身体障害事故または財物損壊事故が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することで被る損害を保険金としてお支払いいたします。またオプションで、被保険者が製造、加工、販売または供給した輸入製品のかしがり原因で、他人の身体障害もしくは財物の損壊が発生し、対象製品を回収した場合の費用をお支払いいたします。

日本興亜損保のサービスラインナップ

このプランにご加入いただいた皆様は次のサービスをご利用いただけます。

日本興亜損保・こころとからだホットライン（無料）

■【従業員様向け】主なメディカル&生活関連サービス(24時間・365日)

①	健康・医療相談	健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。
②	予約制専門医相談	予約制専門医の活用や最新情報をご提供します。
③	介護相談	介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。
④	育児相談	育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。
⑤	健康管理相談	○栄養・食事相談 栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。 ○薬に関する相談 薬に関わる悩みや相談にお答えします。
⑥	健康チェックサポート	○人間ドック紹介 人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。 ○郵便検診 忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、自宅で可能な郵便検診をご紹介します。 ○検診結果相談 検診結果に関する悩みや相談にお答えします。
⑦	医療機関情報提供	○緊急時の医療機関情報の提供 夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄りの医療機関の情報をご提供します。 ○専門医療機関情報の提供 地域の専門医療機関情報をご提供します。
⑧	公的給付相談(予約制)	社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。
⑨	法律・税金相談(予約制)	弁護士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。

■【従業員様向け】主なメンタルヘルスサービス

①	メンタルヘルス対面カウンセリング(予約制)	全国150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。 ・1名につき年間5回まで(1回約50分まで) ・予約受付は平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00
②	メンタルヘルス電話カウンセリング	臨床心理士などのカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話対応します。 ・利用回数制限なし ・利用時間は平日9:30～19:00、土曜11:00～18:00

■【人事労務ご担当者様向け】サービス(平日9:00～17:00)

①	マネジメントサービス	産業保健の経験を有する保健師・看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関する質問にお答えします。
②	リハビリテーションサポート	産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。
③	産業医サポート	産業医の非専門分野に関して専門医がサポートします。
④	職場復帰サポート	産業保健の経験を有する保健師・看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関する質問にお答えします。

※ご利用は、ご契約後にお送りする「業務災害補償プラン」加入者証記載の「日本興亜・こころとからだホットライン」専用の電話番号にご連絡ください。

日本興亜損保の企業の安心サービス

①	福利厚生制度導入支援サービス	低コストで、事務負担も少ない、充実した福利厚生制度導入を支援します。
②	水まわり・鍵あけ緊急サービス	給排水管からの漏水、鍵の紛失などのトラブルに専門業者を手配します。 (店舗や事務所などの身の回りの給排水設備に限ります。また、工事費用・出張費用などの実費は貴社の負担とさせていただきます。)
③	助成金診断サービス	簡易アンケートにお答えいただき、受給可能性のある補助金・助成金を診断、リストアップします。
④	工事業者の方へ 経審評点&アドバイスサービス	経審の評点を算出し、評点アップに必要なアドバイスを行います。また、審査項目別診断、経営状況診断、評点アップシミュレーションなどを行います。(無料)
⑤	物流業者の方へ 物流リスクコンサルティングサービス	貨物事故を防止するための貨物の積み付け・梱包仕様のアドバイス、貨物事故防止や物流管理などの診断、物流施設の調査・診断、自動車事故防止診断、事業継続(BC)の総合支援、ISOなどの各種マネジメントシステムの認証取得支援、メンタルヘルス総合支援、各種情報提供などを行います。(一部を除き有料)

①のサービス受付時間は、平日10:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)です。②のサービスの受付時間は、24時間・年中無休です。

③から⑤までのサービスをご利用の場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※上記のサービスは平成24年12月現在のもので、一部のサービスについては地域によってご利用いただけない場合やサービスの内容が予告なく変更される場合またはご利用を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

この書面は従業員の安心保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および特にご注意ください情報(お客様にとって不利益になる事項など)を記載したもので、ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、募集代理店にお問い合わせください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

従業員の安心保険とは

- この保険は、被保険者(この保険の補償を受けられる方)が被る次の損害を補償します。ご加入にあたっては、法定外補償規定(災害補償規程)などを制定いただいている必要があります。(ご加入の際には、法定外補償規定(災害補償規程)などのコピーにご捺印いただいたものをご提出いただきます。)

ケガなどをした役員や従業員など	被保険者(この保険の補償を受けられる方)の役員や従業員などが業務中や通勤途上において、偶然な事故によりケガなどをされた場合に、被保険者(この保険の補償を受けられる方)が法定外補償規定(災害補償規程)などに基つきケガなどをされた役員や従業員などまたはその遺族の方に対して補償金を支払われることによって被る損害を補償します。
臨時費用の補償	役員や従業員などが業務中のケガなどで亡くなられたり、後遺障害が生じた場合に、被保険者(この保険の補償を受けられる方)が負担される葬祭費用、捜索費用などを補償します。
使用者賠償責任の補償	被保険者(この保険の補償を受けられる方)の従業員などが業務中において、偶然な事故によりケガなど(過労死、職場ストレスが原因の精神障害および自殺などを含みます)をされた場合に、その従業員などに対して被保険者(この保険の補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害を補償します。

- この保険の商品の仕組み、補償内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払できない場合、お支払いする保険金の範囲など)などについては、この「パンフレット」を必ずご確認ください。

◎ご契約期間(保険期間)

- ご契約期間(保険期間)は1年間です。その初日の午前0時(継続加入の場合は午後4時)に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、加入依頼票にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻となります。
- 実際のご契約におけるお客様(ご加入者)のご加入期間(保険期間)につきましては、加入依頼票をご確認ください。

◎引受条件(ご契約金額)

- ケガなどをした役員や従業員に支払う補償金の補償については、法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額の範囲内の額を、ご契約金額として設定いたします。なお、お支払いする保険金の額は、ご契約金額(保険金額)または法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額のいずれか低い額が限度となります。また、他の保険契約など^(注1)により支払われるべき保険金がある場合には、他の保険契約などから支払われる保険金の額と合算して法定外補償規定(災害補償規程)などに定める補償金の額を限度に保険金をお支払いします。
- 臨時費用の補償については、補償対象者1名についての限度額をご契約金額として、お客様(ご加入者)が必要とされる金額で設定いたします。
- 使用者賠償責任の補償については、1回の事故についての限度額をご契約金額として、お客様(ご加入者)が必要とされる金額で設定いたします。
- 実際のご契約金額(保険金額)につきましては、加入依頼票をご確認ください。
- お支払いする保険金の種類などによりましては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは「このパンフレット」をご覧ください。

(注1) 他の保険契約など

労働災害総合保険、被保険者(この保険の補償を受けられる方)を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

◎告知義務・通知義務

1. ご加入における注意事項(告知義務)

(1) 告知義務について

- ご加入時には、「(2)告知事項の範囲」に記載の告知事項について、事実を正確にお申し出ください。
- お客様(ご加入者)または被保険者(この保険の補償を受けられる方)には、告知事項について事実を正確に申しただく義務(告知義務)があります。告知事項の内容に誤りがないよう十分にご注意ください。

(2) 告知事項の範囲

- この保険の告知事項は「加入依頼票の記載事項」となります。
- 「加入依頼票の記載事項」のうち、この保険の保険料の算出の基礎となる売上高(保険料算出の基礎数値)や業務の内容については、誤りがないよう十分にご注意ください。売上高は、消費税込みの金額をご申告ください。

(3) 告知義務違反による解除および免責

- 告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
- ご契約を解除させていただいた場合は、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできないことがあります。

2. ご加入後における注意事項(通知義務など)

(1) 通知義務について

- ご加入後に、「(2)通知事項の範囲」に記載の通知事項に該当する事実が発生した場合には、日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
- 通知事項に該当する事実が発生する場合には、お客様(ご加入者)または被保険者(この保険の補償を受けられる方)は、あらかじめ、日本興亜損保に対して書面により通知事項のご連絡をいただく義務(通知義務)があります。ただし、通知事項に該当する事実の発生が、お客様(ご加入者)または被保険者(この保険の補償を受けられる方)

の責めに帰すことができない事由による場合には、その事実の発生を知った後、遅滞なく、日本興亜損保に対して書面によりご連絡ください。

(2) 通知事項の範囲

この保険の通知事項は、次の①および②の事項となります。

- ① 法定外補償規定(災害補償規程)などの新設または変更
② 加入依頼票の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。

(3) 通知義務違反による免責

通知事項について日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただかなかった場合には、通知事項の事実が発生した時^(注2)から日本興亜損保が通知事項のご連絡の書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

(注2) 通知事項の事実が発生した時

通知事項に該当する事実の発生が、お客様(ご加入者)または被保険者(この保険の補償を受けられる方)の責めに帰すことができない事由による場合には、お客様(ご加入者)または被保険者(この保険の補償を受けられる方)がその発生を知った時となります。

(4) 通知事項にかかわる解除

- 通知事項の事実が発生した場合には、お客様(ご加入者)への書面による通知をもって、ご契約を解除させていただくことがあります。
- 通知事項の事実が発生した場合には、日本興亜損保は追加保険料を請求させていただくことがあります。なお、追加保険料をお支払いいただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

(5) ご契約条件の変更について

ご契約期間(保険期間)の途中でご契約条件を変更することはできません。

◎ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

(1) 保険料のお払込みについて

- 本制度は(集金代行による保険料の口座振替)を行っており、保険料領収証を交付しておりません。
- 保険料は、団体(集金者)と日本興亜損保との間で約定した所定の方法および期日に従いお払い込みください。なお、所定の方法および期日に従ったお払込みがない場合は、ご契約期間の初日以降であっても、取扱代理店または日本興亜損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。
- 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

(2) 加入者証は大切に保管してください

(3) 保険契約の無効について

- ご契約の際に、ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不当に取得させる目的をもって、ご契約を締結した事実がある場合には、このご契約は無効(ご契約のすべての効力が、ご契約時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます)となります。
- ご契約が無効となった場合には、既にお払い込みいただいた保険料を返還いたしません。

(4) 新規事業の場合について

- 新規事業の場合は、見込みの売上高に基づき算出した保険料でご加入いただけます。

◎解約と解約返れい金

- ご加入を解約される場合は、団体から脱退する場合のみに限り、原則任意解約はできません。
- 解約に際しては、既に経過したご契約期間(保険期間)に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

◎保険契約が解除となる場合について

- 次の①から⑥までの場合はお客様ご加入者に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- ① 告知義務違反があった場合または通知事項に該当する事実が発生した場合
② 次のアからウまでの事項に関する日本興亜損保からの調査の請求を拒否された場合
ア. 損害の発生予防に必要な管理と措置の状況
イ. 告知事項の内容
ウ. 書面によりご連絡いただいた通知事項の内容
③ 日本興亜損保に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合(生じさせようとした場合を含みます。)
④ このご契約の保険金請求について詐欺を行った場合(行おうとした場合を含みます。)
⑤ お客様(ご加入者) また被保険者(この保険の補償を受けられる方) と日本興亜損保との信頼関係が損なわれ、このご契約の有効が困難となる重大な事由が生じた場合

- 解除に際しては、既に経過したご契約期間(保険期間)に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて保険料を返還または請求させていただくことがあります。

◎事故が発生した場合のお手続き

(1) ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

- ・取扱代理店(ご連絡先はご加入後にお届けする加入者証に記載しています)
- ・事故受付センター：0120-250-119【受付時間：24時間・365日】

(2)必ずご相談ください。

使用者賠償責任の補償で対象となる事故が起きた場合に、損害賠償請求権者(被害者)からの損害賠償請求に対して、被保険者(この保険の補償を受けられる方)がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

(3)使用者賠償責任の補償で対象となる事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について

使用者賠償責任の補償で対象となる事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者(この保険の補償を受けられる方)と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談など、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

(4)保険金請求に必要な書類について

- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。
- 日本興亜損保にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち日本興亜損保が別途ご提出をお願いするものです。

ご提出いただく書類	書類の例
(1)保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類	保険金請求書、戸籍謄本(除籍謄本)、印鑑証明書、委任状、住民票、請負契約書(写)など
(2)事故日時、事故状況および事故原因などの確認のために必要な書類	事故状況報告書、損害状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、事故証明書、主務官庁・公的機関などへの届出(写)など
(3)損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	ケガなどに関するもの 診断書、入通院申告書、治療費領収書、休業損害証明書、法定外補償規定(写)、災害補償規定(写)、補償金受領証、所得を証明する書類、源泉徴収票など 費用に関するもの 費用の支出を示す領収証、請求書、費用明細書、診断書、入通院申告書、治療費領収証など
(4)公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書など
(5)被保険者(この保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、損害賠償請求権者(被害者)からの領収書など
(6)日本興亜損保が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険契約などから支払われた保険金の支払内容を記載した支払内訳書、第三者への損害賠償請求書、損害賠償請求権者(被害者)の承諾書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)など

(5)保険金のお支払いについて

- 使用者賠償責任の補償でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- ① 被保険者(この保険の補償を受けられる方)が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ② 被保険者(この保険の補償を受けられる方)が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。
 - ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者(被害者)に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者(この保険の補償を受けられる方)が指図されたとき
 - イ. 損害賠償請求権者(被害者)が先取特権^(注3)を行使されたとき
 - ウ. 被保険者(この保険の補償を受けられる方)に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者(被害者)が承認されたとき。

- 前記②ア.またはイ.の場合において、損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額(保険金額)を超えるときは、損害賠償金を優先してお支払いします。

(注3)先取特権

損害賠償請求権者(被害者)は、被保険者(この保険の補償を受けられる方)の他の債権者より優先して、この保険で支払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

(6)保険金のお支払い時期について

- 日本興亜損保に対する保険金請求権は、保険金の種類によってそれぞれ発生する時期が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。なお、保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。
- 日本興亜損保は、「上記4.保険金請求に必要な書類について」の保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、必要な事項を確認するために特別な照会または調査が不可欠な場合には、所定の時間を経過する日までに保険金をお支払いします。所定の時間については、取扱代理店にお問い合わせください。
- 必要な事項を確認するために特別な照会または調査を開始した後、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いする見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者(この保険の補償を受けられる方)と協議のうえ、上記の「所定の期間」を延長させていただくことがあります。

(7)他の保険契約などがある場合の保険金のお支払いについて

- このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合には、日本興亜損保は保険金をお支払いした後、他の保険契約などに対して、その保険契約などが負担すべき額につき請求を行います。
- このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などから保険金が支払われた場合において、他の保険契約などの保険者などからこの契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

◎個人情報の取扱いに関する説明事項

- (1)日本興亜損保は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行(保険金支払いなど)および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
- (2)日本興亜損保は、日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱い商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
- (3)日本興亜損保は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および(社)日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
- (4)日本興亜損保は、本契約の引受判断・履行(保険金支払いなど)のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者^(注4)に対して提供することがあります。
- (注4)上記の「第三者」は、保険事故の関係者(当事者、損害保険会社・共済、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※日本興亜損保の個人情報の取扱いに関する詳細については、日本興亜損保ホームページ(<http://www.nipponkoa.co.jp>)をご覧ください。

◎「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者(ご加入者)が個人、小規模法人(常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2014年1月現在】

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口(おかけまちがいにご注意ください。)

<お客様サポート室> 0120-919-498 受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00(12/31～1/3を除きます。)

●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先(お電話番号のおかけまちがいにご注意ください)

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

0570-022-808 [ナビダイヤル] 受付時間：平日の9:15～17:00(土日、祝日、12/30～1/4を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

※全国商工会議所の業務災害補償プランは「従業員の安心保険」です。

※このパンフレットは「従業員の安心保険」の概要を説明したものです。

さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※ご加入手続きその他ご不明な点につきましては取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9:00～20:00/土日・祝日の9:00～17:00
(12/31～1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで